

河川愛護月間(H27. 7. 1~7. 31まで)

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

三次河川国道事務所

7/7は川の日です

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

平成27年9月24日(木) 必着

合すくアコセス

1. 河川愛護月間の目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的としています。

・期間 毎年7月1日から7月31日まで

2. 7月7日は「川の日」です。

・国土交通省は平成8年度から、7月7日を「川の日」と定めています。
制定理由

・7月7日を「川の日」とした理由は以下の通りです。

- 【1】7月7日は七夕伝説の「天の川」のイメージがあること
- 【2】7月が河川愛護月間であること
- 【3】季節的に水に親しみやすいこと



3. 三次河川国道事務所1階フロアーに「川の資料室」を開設しました。

みなさまに河川を楽しく利用していただくために役に立つパンフレットや図かん、図書などを置き、自由に閲覧をしていただくスペース(机、イス5脚)を設けました。ご利用下さい。